

投票の手続について



特例郵便等投票をするために投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた方は、以下の方法により投票用紙等を返送いただく必要があります。

市町（区村）選挙管理委員会からは、以下のものが送られてきます。

- ・投票用紙、内封筒、外封筒、ファスナー付き透明ケース、返信用封筒

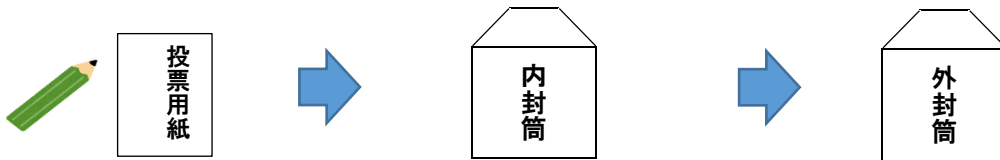
①一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。また、できる限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。

②投票用紙等の交付を受けた方は、自ら（必ず本人が）投票用紙に次のとおり記載してください。なお、選挙公報（審査公報）を香川県選挙管理委員会のホームページに掲載します（月日頃以降の予定）ので参考にしてください。

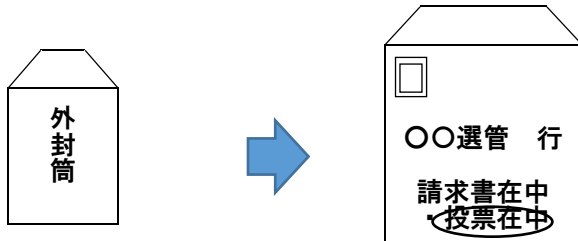
- ・小選挙区用（薄い水色）…候補者の氏名（1人）
- ・比例代表用（薄い桃色）…衆議院名簿届出政党等の名称又は略称（1つ）
- ・最高裁判所裁判官国民審査用（薄い緑色）…やめさせた方がよいと思う裁判官の名の上の欄に「×」



③記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、さらに外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所（自宅で記載した場合は自宅の住所、例えば「香川県〇〇市〇〇町〇番地」）を記載し、氏名欄に自ら（必ず本人が）署名してください。



④外封筒を、さらに市町（区村）選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。

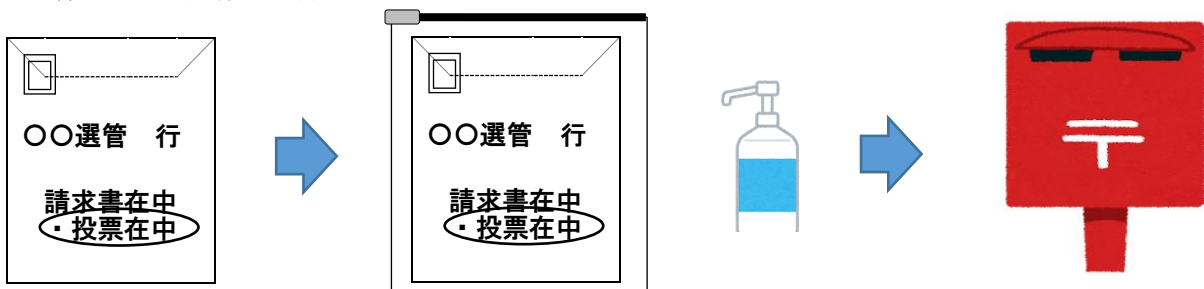


⑤返信用封筒を、さらに市町（区村）の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケースに封入し（透明なビニール袋に入れ、テープで密封しても可）、表面にアルコール消毒液を吹きかけて拭きとるなどの方法で消毒してください。

その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

※ 特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金））が設けられています。